



空き家問題を考える
生命保険の保険契約者等の変更に注意
N I S A の非課税期間満了にご注意を
2019年4月からの「働き方改革」についてのポイント

空き家問題を考える



相続の仕事をしていて感じるのは、「親の価値観と子供達の価値観は違うな」という事です。遺言などで財産の行く末を明示しておかないと子供達など相続人が財産を巡って醜い争いをして、今まで培ってきた家族の思い出や信頼関係といった目に見えない無形資産が毀損されていく事を目の当たりにして残念な気持ちになる事が多くあります。

子供達が欲しいのは基本的に現預金か換金しやすい財産で、敬遠されるのが田舎の広い住宅でしょうか。子供達は都会に住んでいることが多いですから、相続のたびに預金は地元の金融機関から都会の銀行や郵便局に移っています。自宅は処分できれば良いのですが空き家のまま放置されるケースも散見されます。

野村総研の調査によると、日本の空き家率は2018年時点で1,083万戸13.5%となっていて、2033年には2,166万戸30.4%に達すると予想されています。空き家率は30%を超えると地域の治安が悪化してスラム化が進むと言われているので問題です。3軒あったら1軒が空き家という事ですから、両隣のどちらかが空き家という事になり、管理が適切に行われていないと自宅に何らかの影響が出る事も予想されます。現在でも長野県は約20%と、山梨県に次いでワースト2位の空き家率のため、さらに大変な事になるかもしれません。

また、ゴミ屋敷対策としては、2014年に空き家対策特別措置法が出来て、行政が取り壊しを含む必要な措置を行える体制が整備されました。

ところで公共の施設でも空き家が増えており、学校の廃校が毎年500校に達しています。学校も自宅と同じように管理が必要ですが、規模が大きいため管理費が年間で約300万円必要となっています。国も再利用に本腰を入れるようになり、シルバー人材センターや道の駅として活用したり、民間の味噌製造業が工場に使ったり、リフォーム・リニューアルを推奨しています。山梨県ではドローンの会社が活用しており、校庭や体育館などの施設がドローンの実験に最適な環境を提供しています。

住宅についても国は安心R住宅という名称で中古住宅を安心して取引出来るように仕組みを整えつつあります。新設住宅が1995年に163万戸、2016年に97万戸なのが2025年には66万戸に減少すると野村総研は予測しています。しかし、中古住宅の流通は日本が13.5%と、米国の90%・英国の71%と比較すると圧倒的に低く、廃校がリニューアルされ再生されているように住宅も社会で再利用されるように取り組む必要が高いと感じます。

空き家バンクを整備している自治体や民間組織も増えてきていますし、ソニーは不透明感が高い不動産取引を改革するために主としてネットを通じて中古住宅の流通に参入しています。

空き家率が全国で最も進む県に住む組織リーダーは、自分の組織サービス及びその周辺に、生活者として地域の空き家問題解決にどう立ち向かっていくべきなのか考えていく必要があると感じています。

成迫 升敏



生命保険の保険契約者等の変更に注意



以前から保険金などが支払われた場合には、保険会社はその情報を税務署に報告していました。今年から生命保険への課税を強化する目的で生命保険の保険契約者を変更した場合にも保険会社が税務署に報告することを義務付けました。そこで今回は、生命保険の税務と契約者等が変更された場合の税務についてお話しします。

事例

例えば、以下のような条件で父親が死亡した場合
保険契約者 = 通常は保険料を支払う人（保険契約をする人）
被保険者 = 保険の対象となる人
保険受取人 = 保険金を受け取る人
死亡保険金が 1,000 万円の場合（保険料の払込総額 800 万円）



	保険契約者	被保険者	保険受取人	税金の種類	税額
	父親	父親	母親	相続税	非課税
	母親	父親	母親	一時所得	11 万円
	母親	父親	子供	贈与税	177 万円

の契約条件の場合には、相続税がかかることとなりますが、一定の条件を満たすと**非課税**になります。

（相続税の計算方法）

1,000 万円（保険金） - 500 万円 × 2 人（ 1 ） = 0

（ 1 法定相続人が 2 人いる場合：相続人一人当たり 500 万円は非課税）

の契約条件の場合には、一時所得（所得税）がかかることになり、**税額は約 11 万円**になります。

（一時所得の計算方法）

（1,000 万円（保険金） - 800 万円（払込金額） - 50 万円（特別控除）） × 1/2 = 75 万円

75 万円 × 15%（ 2 ） = 11 万円

（ 2 税率は母親の所得によって異なります。）

の契約条件の場合には、贈与税がかかることになり、**税額は 177 万円**になります。

（贈与税の計算方法）

1,000 万円（保険金） - 110 万円（基礎控除） = 890 万円

890 万円 × 30%（ 3 ） - 90 万円 = 177 万円

（ 3 税率は保険金額によって異なります。）

父親が死亡した場合には、契約条件によって税額に差がでます。 の場合で保険受取人を子供に契約変更することにより に該当すると、税額が約 16 倍増加（166 万円増加）しますので注意が必要です。

契約変更の注意点

相続が発生し保険契約者を変更する場合

父親が死亡し、父親が保険契約者で子供や母親を被保険者とする保険契約の場合には、通常その保険契約者を子供や母親に変更します。この保険契約は父親の相続財産になり相続税がかかることとなります。（ 1 のような非課税制度はありません。）相続により保険契約者を変更した場合には、父親が死亡時まで支払った保険料は、保険契約者である子供や母親が支払ったものとして取り扱うこととなります。その後、保険金を受け取る又は保険契約を解約した場合には、相続税や一時所得が発生します。

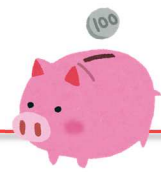
結婚などにより保険契約者を変更する場合

父親が子供のために生命保険（父親が保険契約者で子供を被保険者とする保険契約）に加入し、その後結婚などを機に子供自身が保険料を支払うことにすることがよくあります。（子供が保険契約者となり保険受取人を子供の配偶者）このような場合には、保険契約者や保険受取人を変更した時点では、税金はかかりません。その後、保険金を受け取る場合には、相続税や贈与税がかかる可能性があり、税額が多額になる可能性もありますので注意が必要です。

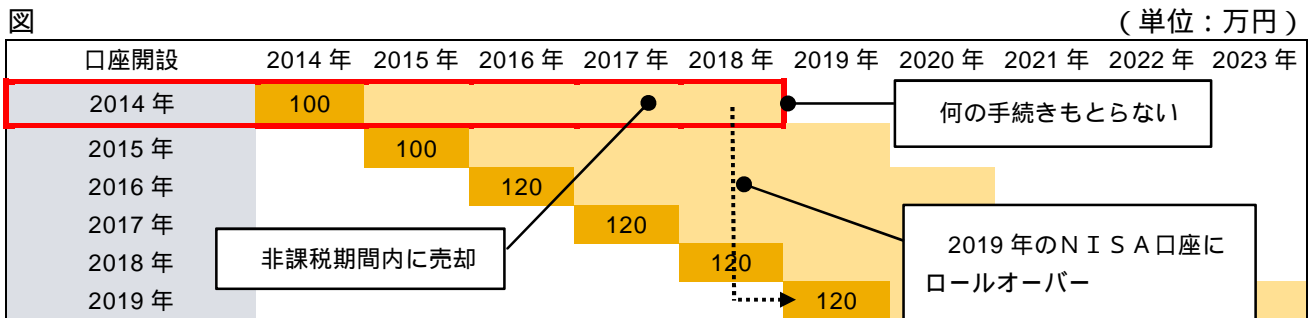
生命保険は、契約条件によってかかってくる税額も違ってきますので、一度、契約条件を確認することをお勧めします。

五味 淳一

NISAの非課税期間満了にご注意を



「NISA」という制度をご存知でしょうか。正式名称を「少額投資非課税制度」といい、株や投資信託の運用益や配当を一定期間非課税とする制度です。今では「ジュニアNISA」や「つみたてNISA」といった利用しやすい制度も増え、ご活用されている方も多いのではないのでしょうか。2014年に創設された「NISA」ですが、今年が創設から5年目となり、創設1年目の投資分の非課税枠が今年終了することになります。その際の注意点をまとめました。



選択肢は3つ

上図にあるように選択肢は3つです。

非課税期間内に売却する

売却時に値上がりしている場合、譲渡益は非課税となります。一方、売却時に値下がりしている場合は譲渡損が発生しますが、この譲渡損は他の口座の譲渡益と損益通算できません。

2019年の非課税枠120万円が新たに利用できます。

何の手続きも取らない(課税口座に払出し)

自動的に課税口座に払出しされます。課税口座において、2018年末の価格で新たに買い付けを行ったものと同様の取扱いとなります。2019年以降に売却する場合、2018年末の価格より値上がりしている場合は課税(税率20.315%)されます。なお、値下がりしている場合の譲渡損は、他の口座の譲渡益と損益通算が可能です。

2019年の非課税枠120万円が新たに利用できます。

特定口座の開設を行っていない場合、一般口座に払出しされます。確定申告に便利な特定口座の開設をお勧めします。

2019年のNISA口座にロールオーバーする

ロールオーバーとは、新年度の非課税枠に移し替えることを言います。本来新規の非課税枠は120万円ですが、ロールオーバーの場合は2018年末の価格が120万円以上となっても全額移し替えることができます。その後5年間、配当や売却に対する税金が非課税となります。と同様に2018年末の価格で取得したものとみなされます。

2019年の非課税枠は、2018年末の価格が120万円未満の場合、120万円との差額分のみ利用できます。

判断のポイント

NISA口座の特徴は、配当や譲渡益については非課税とされるものの、譲渡損については他の口座と損益通算ができないということです。そのため、今後5年以内に値上がりする可能性が高いと思う場合や安定的に配当が見込める場合はロールオーバーを選択し、値下がりする可能性が高いと思う場合は課税口座に払い戻すか年内に売却することを選択することが良いでしょう。

同様のことを、今後毎年5年間の非課税期間が経過するごとに検討する必要があります。ロールオーバーする場合、事前に各金融機関所定の手続きを行う必要があります。期限が金融機関ごとに異なりますので、お早目の検討をお勧めします。ご不明なことがありましたら、担当者にご相談ください。

江塚 善彦

2019年4月からの「働き方改革」についてのポイント

2018年10月号の事務所通信にて「同一労働・同一賃金」についてご説明しました。今回は「働き方改革」の中で2019年4月に施行される主な改革についてのポイントをお伝えします。

有給休暇の取得義務5日

年10日以上の有給休暇が付与されている従業員に対して、**5日**については毎年、時季を指定して与えることが義務付けられました。ただし、自ら取得したものや、事業所が計画的に取得させた有給休暇は5日の義務日数から引かれます。有給休暇を普段から取得していない従業員のみ時季指定をすることが可能です。中々有給休暇取得が進まない事業所は夏季やゴールデンウィーク、年末年始などに合わせて一斉取得させることも一考かと思います。スタッフの取得率の管理が難しい場合は有給休暇の付与のルールを変更して一斉付与にする等も検討が必要です。現状の就業規則の確認、修正が必要になってくるかと思います。

万一、5日間取得していないスタッフがいた場合には事業主の労働基準法違反として**30万円以下の罰金**が課せられます。

残業時間の上限の規制

中小企業(表参照)は2020年4月より残業時間の上限規制が適用されます。従業員を残業させるには会社と従業員の代表との間で「36協定」を結ぶことが前提ですが、今まで特別条項を定めれば青天井で残業をさせることが可能でした。今度の改正では残業できる上限を**月45時間、年360時間**に法律として定められ、

違反した場合には有給休暇の取得義務違反と同様の罰金が課されることとなりました。また、今まで青天井となっていた特別条項も**年720時間以内、1か月では100時間未満、2~6か月の複数月平均で80時間以内**に制限されることとなります。但し、建設事業、トラックやバス、タクシーのドライバー等の自動車運転業務従事者や医師に関しては2024年より適用予定です。

中小企業の定義

資本金の額または
出資金の総額

小売業	5,000万円以下
サービス業	
卸売業	1億円以下
それ以外	3億円以下

常時使用する労働者数

小売業	50人以下
サービス業	100人以下
卸売業	
それ以外	300人以下

または

個人事業主や医療法人など資本金や出資金の概念がない場合は、労働者数のみで判断することになります。

その他(2019年4月より施行される主な事項)

勤務間インターバル制度

勤務の終了時刻と始業時間の間に一定時間以上の休息時間(インターバル)を設けることが努力義務として施行されます。

フレックスタイム制の拡大(清算期間が1か月から3か月へ)

フレックスタイム制度(従業員が日々の始業、終業時刻を自身で決定して働くことができる制度)の柔軟性が増し、利用しやすくなりました。

2019年は天皇陛下の退位・即位の儀が執り行われ、10月には消費税改正も施行されるなど、様々な変化が起こりますが、事業主・経営者の皆様は、制度改革の情報を正確に捉え、従業員の働き方や職場を見直し、職場の魅力アップの推進をご検討されてみてはいかがでしょうか。



太田 誠
(以上)